

外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業について、必要な事項を定める。

2 目的

外国人介護人材を受け入れる介護施設等において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援及び外国人介護人材へのメンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

3 補助事業の内容

補助事業等の内容について、次のとおり定める。

(1) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者とする。

(2) 補助対象事業の範囲

外国人介護人材を受け入れる介護施設等が実施する次のアからウまでの取組に必要な経費を補助する。

ア 外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者との相互間のコミュニケーションを促進する取組

- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等
- ・介護業務マニュアルの翻訳
- ・多言語翻訳機の購入又はリース
- ・外国人介護職員の日本語学習支援
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が、異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種 of 技能実習指導員講習 等）の受講
- ・その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える取組

イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・教材の購入
- ・外部講習等への参加
- ・日本語講師による教育
- ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要なと考える取組

ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・メンタルヘルスケアに係る取組
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会の開催

- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える取組

4 その他

- (1) 当該事業について、同年度、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業による補助金を始め、同様の経費について他の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (2) 申請日時時点で外国人介護職員を雇用予定の事業者も対象となるが、補助年度3月31日までには雇用しなければならない。
- (3) 3(2)イの取組のうち、複数年度にまたがる教育や講習等であって、受講に必要な経費を一括払いや部分払いにより支払った場合で、複数年度にわたり補助金を受けようとする際には、予め知事に対して協議を行い、承認を得なければならない。
- (4) 前項の規定による協議を行う時期は、教育や講習等を受講する初年度とし、受講前までに行わなければならない。
- (5) (3)の規定により承認された内容が、後日変更されるような場合等には、知事に対して再度協議を行わなければならない。協議の結果、承認の変更又は取消しを行う場合がある。
- (6) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。